

## 豊中市ふぐ処理者に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)別表第17第1号へに規定するふぐの種類の見別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると市長が認める者(以下「ふぐ処理者」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (ふぐ処理者の認定要件)

第2条 ふぐ処理者は、大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例第2条第2号で規定するふぐ処理登録者とする。

### 附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。